

平成 30 年 7 月豪雨で被害を受けられた方の証明手数料等の免除について

この度の平成 30 年 7 月豪雨での被害を受けられた皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。
被災を原因として行う各種手続きのために証明書を請求される場合等について、以下の手数料を免除しますので、窓口へその旨をお知らせください。

1 免除する手数料

(1) 証明手数料

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・市税証明書（市県民税所得・課税証明書、固定資産評価・公課証明書、納税証明書、滞納無証明書、住宅用家屋証明書）

(2) 再交付手数料

- ・印鑑登録カード
- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーの通知カード

2 対象者

- ・この度の豪雨により被害を受けられ、各種手続きのために「1」記載の証明書等を必要とされる方
- ・連帯保証人または連帯借受人（市税証明書及び再交付手数料を除く。）

3 免除に必要な手続き

- ・「1」記載の証明書等を請求される際に、請求理由を具体的（手続き名、提出先、連帯保証人等である場合はその旨 等）にご記入ください。
- ・「り災証明書」（コピーも可）を提示（又は「手数料免除の申出書」を提出）してください。

4 手数料免除期間

申込期限を平成 31 年 3 月 29 日（金）までとじていましたが、期限を延長し、当分の間、継続します。

5 取扱窓口

(1) 証明手数料

[証明の種類] ・住民票の写し ・印鑑登録証明書

[取扱窓口]

各区役所市民保険年金課、各支所総務民生課、各地域センター
各市民サービスセンター、各市民サービスコーナー

※郵便局、公民館等の窓口、自動交付機、コンビニエンスストア等の店舗で請求される場合は、手数料免除はありません。

〔証明の種類〕	・市県民税所得・課税証明書	・固定資産評価・公課証明書
	・納税証明書	・滞納無証明書
		・住宅用家屋証明書
〔取扱窓口〕	各区市税事務所、各支所総務民生課、各地域センター 各市民サービスセンター、各市民サービスコーナー ※市県民税所得・課税証明書は北区役所市民保険年金課でも取り扱います。 ※郵便局、公民館等の窓口で請求される場合は、手数料免除はありません。	

(2) 再交付手数料

〔再交付の種類〕	・印鑑登録カード
〔取扱窓口〕	各區役所市民保険年金課、各支所総務民生課、各地域センター 各市民サービスセンター ※現在印鑑登録をマイナンバーカードにつけられている方の印鑑登録の手続きは、各區役所市民保険年金課及び各支所総務民生課に限られます。

〔再交付の種類〕	・マイナンバーカード	・マイナンバーの通知カード
〔取扱窓口〕	各區役所市民保険年金課、各支所総務民生課	

6 その他 すでに交付されている証明書に対する還付等はありません。

■このお知らせについてのお問い合わせ先■

◇住民票の写し、印鑑登録証明書、再交付手数料について
岡山市市民生活局市民生活部区政推進課 TEL：086-803-1033

◇市税証明書について
岡山市財政局税務部税制課 TEL：086-803-1166